

## Co-program2024 Q&A

**Q1：応募書類はすべて提出が必要ですか？**

A1：すべて提出してください。応募フォームに入力後、「企画書」「収支予算書」「活動実績資料」も必ず提出してください。

**Q2：法人格がなく任意の団体／個人ですが申請できますか？**

A2：法人格の有無、個人か団体かは問いません。

**Q3：海外から申請することはできますか？**

A3：申請者の居住地・事務所の所在地等は問いません（京都市内外、国内外問わず）。

**Q4：募集要項「5. 支援内容（2）京都芸術センターが負担する制作費」（カテゴリA～C）はどのように支払われるのですか？**

A4：各カテゴリで対象となる活動の必要経費のうち、主催者（採択者）と協議のうえ京都芸術センターが負担する経費を決定し、支出します。なお、事業終了後に申請者の財産となるような機材・物品購入費（材料費・消耗品は可）や飲食代には支出できません。

**Q5：遠方からの申請を予定しています。居住地～京都間の交通費、京都での滞在費を予算書に計上して良いですか？また京都芸術センターからの制作費を充てることはできますか？**

A5：居住地～京都間の交通費、京都での滞在費は予算書に計上してください。京都芸術センターからの制作費は、各カテゴリで対象となる活動に直接かかる経費に支出することが望ましいですが、企画内容に応じて、交通費・滞在費を制作費として支出することもあり得ます。

**Q6：京都芸術センターからの制作費は、収支予算書に組み込む必要がありますか？**

A6：収入欄に、京都芸術センターからの制作費の希望額を、各カテゴリの上限額を限度として計上してください。また、収入が不足する場合（赤字になる場合）は、不足分を「自己資金」等として収入に計上し、収支の額を一致させてください。

※助成金申請とは異なるので、助成対象経費／助成対象外経費の厳密な指定、収支差額の範囲内（自己資金額の範囲内）での制作費の額決定等の考え方ではありません。

※収支予算書は、申請事業の予算規模や実現性を確認するために提出いただくものです。

**Q7：京都芸術センターからの制作費の額はいつ・どのように決定しますか？**

A7：申請内容から妥当と判断する金額を決定し、採択決定時に予定額をお伝えします。

**Q8：公演を予定しており、収支予算書の収入を算出したいのですが、各会場の収容定員数を教えてください。**

A8：京都芸術センターはいわゆる劇場・音楽堂・美術館とは異なるため客席数の決まり（定員）がありません。あくまで目安として、各会場の客席数は下記の通りです。

- 講堂：エンドステージ形式（長方形の空間においてステージと客席が向かい合う形）で仮設客席を組んだ場合（スタッキングチェア使用）、120 席程度
- フリースペース：エンドステージ形式（長方形の空間においてステージと客席が向かい合う形）で仮設客席を組んだ場合（スタッキングチェア使用）、100 席程度
- 制作室（12 室別ではなく／公開時）：20～30 人程度
- 大広間：70～80 人程度
- 和室「明倫」：25 人程度

※なお、会場の設営方法や発表の形態によっても客席数が変化しますのでご了承ください。

**Q9：募集要項「11.注意事項・その他（3）」の「諸規定や各種ガイドライン」とはどのようなものですか？**

A9：採択された方には施設使用上のルールの遵守、ハラスメント防止や個人情報保護のお願いなどをさせていただきます。

**Q10：各会場の立面図はありますか。客席の参考設営図などはありますか。**

A10：平面図・機材リスト以外の掲載のない図面資料が必要な方は、個別にメールにてお問い合わせください。

**Q11：施設や会場の見学は可能ですか？**

A11：ウェブサイトにて、google ストリートビューにて館内をご覧いただくことができますのでご利用ください (<https://www.kac.or.jp/floorguide/>)。

現地開催での説明会時には見学できる会場があります。また、ギャラリーや和室「明倫」では、展覧会や展覧会を実施しています。実際の活用の様子をご覧いただけますので、ぜひご来場ください。

**Q12：カテゴリC への申請を検討しています。事前に企画内容の相談に乗ってもらうことはできますか？**

A12：まずは申請者からの「企画提案」をお待ちしております。提案いただいた内容及び京都芸術センターが協働できることを審査の段階で検討し、採否を決定します。

また、申請書に「13. 京都芸術センターに期待する支援内容（※会場・制作場所の提供以外に希望するサポートについて記入してください）」という設問がありますので、そちらに記入いただければ審査の際に検討させていただきます。

**Q13：申請書を事前に見てもらふことは可能ですか？**

A13：申請書を事前に拝見し、記載内容について助言することはできません。（申請書の設問項目やご回答いただきたい内容について、ご質問にお答えすることは可能です。）